

大気汚染防止法及び諸外国における排出濃度基準

1. 大気汚染防止法における指定物質の規制対象施設と抑制基準

指定物質	排出施設		抑制基準				
	種類	要件・適用除外	排出ガス量	新設		既設	
				(mg/m3)	(ppmC)	(mg/m3)	(ppmC)
ベンゼン (ベンゼン 液濃度 60vol%以上)	乾燥施設	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの	1,000m3/hr ~ 3,000m3/hr	100	172	200	345
			3,000m3/hr以上	50	86	100	172
	コークス炉	既存施設については、開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く		100	172	100	172
	回収用蒸留施設	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの(常圧蒸留施設を除く)	1000m3/hr以上	100	172	200	345
	製造用脱アルキル反応施設	密閉式のもの、排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く		50	86	100	172
	貯蔵タンク	浮屋根式(内部浮屋根式を含む)のものを除く		600	1034	1500	2585
原料用反応施設	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く	1,000m3/hr ~ 3,000m3/hr	100	172	200	345	
		3,000m3/hr以上	50	86	100	172	
トリクロロエチレン	乾燥施設	溶媒として使用したトリクロロエチレンを蒸発させるためのもの		300	102	500	170
	混合施設	密閉式のものを除く		300	102	500	170
	精製又は回収用蒸留施設	密閉式のものを除く		150	51	300	102
	洗浄施設			300	102	500	170
テトラクロロエチレン	乾燥施設	溶媒として使用したテトラクロロエチレンを蒸発させるためのもの		300	81	500	135
	混合施設	密閉式のものを除く		300	81	500	135
	精製又は回収用蒸留施設	密閉式のものを除く		150	41	300	81
	洗浄施設			300	81	500	135
	ドライクリーニング機	密閉式のものを除く		300	81	500	135

2. 特定の活動及び設備における有機溶剤の使用によるVOC放出の抑制のための理事会指令（EU）における放出限界値（排出濃度基準）

工程	裾切り要件 (年間消費量(トン))	放出限界値		
		年間消費量(トン)	mgC/Nm ³	ppmC(換算値)
ヒートセットオフセット印刷	15	15-25	100	187
		>25	20	37
出版(輪転)グラビア	25		75	140
その他グラビア、フレキソ、ロータリースクリーン印刷、ワニスの塗布	15		100	187
繊維・ボール紙用ロータリースクリーン	30		100	187
表面洗浄(発癌性等を有する物質の使用時)	1		20mg/Nm ³	-
表面洗浄(上記以外の物質使用時)	2		75	140
車輛の塗装()	0.5-15		50	93
車両の塗り替え	0.5			
コイル塗装	25		50	93
巻線の塗装、その他の塗装(金属、プラスチック、繊維、織物、フィルム及び紙の表面を含む)」	5	5-15	100	187
		>15	50(乾燥工程)	93
			75(塗装工程)	140
木質の表面塗装	15	15-25	100	187
		>25	50(乾燥工程)	93
			75(塗装工程)	140
材木への含浸	25		100	187
接着剤の使用	5		50	93
回収された溶媒を再利用する技術が使用されている場合			150	280
塗料・インキ・接着剤製造	100		150	280
天然・合成ゴム製造	15		20	37
回収された溶媒を再利用する技術が使用されている場合			150	280
医薬品製造	50		20	37

()年間消費量15トン以上の施設については、別途単位塗装面積当たりのVOC使用量として定められている。